

# 個人情報保護規程

## (目的)

第1条 本規程は、株式会社 t t t が取り扱う個人情報の適切な利用と保護のための基本規程である。

## (定義)

第2条 本規程において使用する用語は、個人情報保護法及び及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに定めるところによる。

## (対象となる個人情報)

第3条 本規程は、コンピューター・システムにより処理されているか否か、および書面により記録されているか否か等を問わず、当社において取扱われるすべての個人情報を対象とする。

## (利用目的)

第4条 当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

2. 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。
3. 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表しなければならない。

## (適正な取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

## (個人情報の移送と送信の原則)

第6条 個人情報の移送と送信は、その権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

## (第三者提供の制限)

第7条 あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合または正当な権限を有する裁判所その他の政府機関より適法に開示を請求された場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき

## (利用目的の範囲外の利用および提供)

第8条 前条(1)および(2)のいずれにも該当せず、個人情報の利用目的の範囲を超えて利用および提供を行う場合は、書面またはこれに代わる方法によって本人に通知し、本人の事前の同意を得て行うものとする。

(個人情報の管理の原則)

第9条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態 で管理するものとする。

(安全管理措置)

第10条 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改ざんおよび漏洩の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第11条 当社において個人情報の取得、利用、提供および委託に関する業務に従事する者は、法令の定め、本規程等もしくは統括個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いその業務を行うものとする。

(個人情報の廃棄)

第12条 個人情報の消去と廃棄は、その権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(個人情報の委託)

第13条 業務委託に伴い個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先を慎重に厳選し、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(開示・変更・訂正)

第14条 本人から、個人情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
- (3)法令に違反することとなる場合

2. 本人から、個人情報について誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
3. 訂正または削除を行なった場合は、遅滞なく本人に対して通知を行うものとする。

(利用停止等)

第15条 本人から、個人情報についての利用の停止または消去を求められた場合は、その求めに理由があることが判明した場合には、これに応じるものとする。ただし、次に各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(統括個人情報保護管理者)

第16条 統括個人情報保護管理者は管理部長が行う。

(統括個人情報保護管理者の責務)

第17条 統括個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用等の

取扱業務に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実現する責任を負うものとする。

(苦情または相談への対応)

第 18 条 当社の個人情報に関する本人からの問合せ、苦情または相談を受け付けるため、苦情・相談窓口を設置するものとする。

(本規程に違反した場合の措置)

第 19 条 当社は、本規程に違反した従業員に対して、当社の就業規則に基づき処分を行う。

(改廃等)

第 20 条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経て行うものとする。

2. 統括個人情報保護管理者は、必要に応じて本規程の見直しを行うものとする。

附 則

本規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。